第1章 策定にあたって

1 計画の背景

(1)これまでの母子保健活動

本県の母子保健活動は、戦後の焦土化した全ての資源が不足する状況から、日本本土と異なる琉球政府の法体系のもとで、昭和26年に設置された保健所を核とした公衆衛生活動を軸に始められた。

戦後の復興の中、出生率が高いのに対し、乳児死亡や妊産婦死亡も多い状況で、 医療施設や産科医、小児科医等が極端に不足する状況で、保健所では、母性及び乳 幼児の保健指導等を積極的に展開し母子衛生の向上に取り組んできた。

昭和47年の本土復帰に伴い、国の諸法律、施策が適用され、保健対策、医療援護事業が拡大されていった。そして、平成9年度に母子保健事業の一部が市町村への権限委譲に至るまでには、多くの母子保健、医療等の困難な課題に取り組んできた。

その主な活動と健康問題を列挙すると、

(1)母子保健指導体制の確立

母性を育み、基本的な技能を伝達する母性相談、母子健康手帳の交付、妊産 婦実態調査など。

(2)乳幼児、妊婦栄養指導

乳幼児身体発育調査の結果をもとにした栄養強化事業など。

(3)乳幼児健診体制の確立

離島僻地での厚生省派遣医師団による乳幼児一斉健診、妊産婦健診。

保健所での妊婦・乳幼児相談、公費による乳児一般健診など。

その他に、予防接種の普及と寄生虫対策、風疹障害児対策、衛生思想の普及と関連法の整備を通して母子保健衛生指標が向上し、多くの成果をもたらした。現在では、県内どこでも身近で基本的なサ・ビスが受けられるよう体制が整備されてきた。

しかしながら、多くのことを克服し、努力したにも関わらず、戦後50年余を経た今日、本県は、全国一の出生率でありながら、乳児死亡率、低体重児出生率が全国と比較するとかなり高い状況であり、これらの改善、整備が21世紀に持ち越した大きな課題となっている。

本県は、この課題に対し、未熟児出生の予防や妊婦健康管理体制の一層の充実を図るとともに、周産期医療の需要の増加に応えるため、妊娠、出産から新生児

に至る高度で専門的な医療を効果的に提供できる総合的な周産期医療施設の整備 に取り組んできた。

(2) これからの母子保健活動

20世紀の終わり頃から21世紀にかけて、本県の母子保健を取り巻く状況も大きく変化してきた。すなわち少子高齢化の一層の進行、女性の社会進出、都市化の拡大、本県特有の地域慣習である夜型指向の広がりを受けて、青少年の健康問題、行動モラルの問題がリスクとして表出してきた。

具体的には、性の逸脱行為に関わる若年妊娠、性感染症の増加、喫煙・アルコール、薬物使用の問題などいわゆる問題行動の深刻化である。加えて、児童虐待や不登校に現れるこころの問題の多様化に対し、従来の保健、医療、福祉、教育の分野でその対応が十分ではない。

これら21世紀の本県の新しい課題に、様々な施策や諸法人等を効果的に、早 急に投入し、対応していくことが求められている。

さらに、生まれた子どもが元気にたくましく育つために、早期より望ましい基本的な生活習慣の推進を図り、予防可能な疾病、障害の確実な予防(予防接種、小児の事故の問題)と将来の生活習慣病の予防に繋げて、健康長寿県沖縄の持続的な発展に寄与する対策も強化されなければならない。これらは、先に策定された「健康おきなわ2010」の一環として取り組む課題でもある。

また、現在、住民に対して身近なサ・ビスを提供している市町村においては、 それぞれの健康課題の解決のために、市町村母子保健計画を策定し、活動が展開 されていくものであるが、そのプロセスにおいては、ヘルスプロモ・ションの理 念を踏まえ、住民参加のもとで、地域の関係団体の協力を得つつ推進されるべき ものである。

そこで、本計画を以下の4つの主要な柱を中心に、21世紀初頭の10年間の母子保健活動のビジョン、すなわち沖縄県の母子保健計画として策定するものである。

- ア 思春期の母性・父性の育成と人権尊重に関する思春期保健の強化
- イ 妊娠、出産に安心して臨む周産期保健医療体制の充実
- ウ 母親の育児不安、ストレス、児童虐待の解消と子どものこころの安らかな成長 の促進
- エ 生まれた子が元気にたくましく育つための環境整備

この4つの主要な柱は、それぞれ様々な問題の広がりを含み、必ずしも一様な記述形態になっていないが、市町村を始めとした地方計画の策定に資するように問題の分析と、目標値の設定、さらに取り組みの考えを示した。